

- 説明動画その2ー【提出書類編】

4月1日付



保育施設等の利用申込について

【表紙】

この動画は、4月1日付保育施設等の利用申込について、提出書類について説明する動画です。

また、各書類の記入の注意事項については、概要欄にリンクを掲載している『説明動画その3ー【記入の注意事項編】』をご覧ください。

【目次】

1.提出書類（新規申込）

- （１）教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書・・・0分40秒～
- （２）保育施設等利用申込 家庭状況等申告書・・・・・・・・・・1分28秒～
- （３）マイナンバー（個人番号）記入用紙・・・・・・・・・・2分06秒～
- （４）保育を必要とすることを証明する書類・・・・・・・・・・2分30秒～
- （５）その他 利用調整や保育料決定に必要な書類等・・・・4分50秒～

2.家庭状況の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7分43秒～

3.問い合わせ先等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8分42秒～

【目次】

動画の内容はこのとおりとなっておりますので、必要に応じて不要な個所はスキップしながらご覧ください。

なお、（１）～（４）は全員必須の書類で、（４）は保護者の状況により書類が異なります。

（５）は該当者のみの書類となります。

1.提出書類（新規申込）

（1）教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

- 申込児童1人につき必ず1部必要な書類
- 仙台市の指定様式
- 申込書の入手は区役所等の窓口またはホームページから
- 記入は油性ボールペンなどの消えないペンで！



【1.提出書類（新規申込）】

（1）教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書

この書類は、教育・保育給付認定の申請と保育施設等の利用申込を兼ねる書類です。

申込児童1人につき必ず1部必要となります。

書類は、仙台市の指定様式となります。

配布場所は区役所等の窓口となります。

または、仙台市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

記入は油性ボールペンなどの消えないペンをご使用ください。

摩擦熱でインクが消えるペンや鉛筆等での記入はお控えください。

1. 提出書類（新規申込）

（2）保育施設等利用申込 家庭状況等申告書

- 申込児童1人につき必ず1部必要な書類
- 仙台市の指定様式
- 申告書の入手は区役所等の窓口またはホームページから
- 面接時にも使用するため記入漏れのないように！

【1. 提出書類（新規申込）】

（2）保育施設等利用申込 家庭状況等申告書

この書類は、お子さんの状況や家庭状況について記入する申告書です。
こちら申込児童1人につき必ず1部必要となります。

書類は、仙台市の指定様式となります。

配布場所は区役所等の窓口となります。
または、仙台市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

この書類は、保育施設等へ案内となった際の面接時にも使用する書類ですので、記入漏れのないようご記入ください。

1.提出書類（新規申込）

（3）マイナンバー（個人番号）記入用紙

- きょうだい(3名まで)での申し込みの場合は1部でOK
- 仙台市の指定様式
- 用紙の入手は区役所等の窓口またはホームページから

【1.提出書類（新規申込）】

（3）マイナンバー（個人番号）記入用紙

この書類は、申し込むすべてのご家庭の皆様に提出していただく書類です。
1部にきょうだい3名まで記入が可能です。

書類は、仙台市の指定様式となります。

配布場所は区役所等の窓口となります。
または、仙台市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

1.提出書類（新規申込）

（4）保育を必要とすることを証明する書類



- 書類は『保育の必要性の事由』によって異なる！
- 書類によっては仙台市の指定様式あり
- 書類の入手は区役所等の窓口またはホームページから
- 証明（記入）日が令和5年10月1日付以降の書類のみ有効

【1.提出書類（新規申込）】

（4）保育を必要とすることを証明する書類

4つ目の書類は、「保育を必要とすることを証明する書類」です。

保育を必要とすることを証明する書類は、「保育の必要性の事由」により異なります。

また、書類によっては、仙台市の指定様式がございます。

配布場所は区役所等の窓口となります。

または、仙台市ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

保育を必要とすることを証明する書類は、証明（記入）日が10月1日付以降の書類のみ有効となります。

10月1日より前の日付の書類は受け付けできませんのでご注意ください。

1.提出書類（新規申込）

（4）保育を必要とすることを証明する書類

『保育の必要性の事由』ごとに提出書類が異なる！

※★マークは仙台市の指定様式

① 就労の場合

就労証明書★

保育を必要とすることの申告書★（自営業欄、内職欄）

② 妊娠・出産の場合

母子健康手帳または診断書等の写し（母の氏名・出産予定日が記入された頁）



【1.提出書類（新規申込）】

（4）保育を必要とすることを証明する書類

それでは、「保育の必要性の事由」別の書類について説明します。
なお、★マークが付いている書類は仙台市の指定様式となっています。

「① 就労の場合」

「就労証明書★」、「保育を必要とすることの申告書★（自営業欄、内職欄）」

これらの書類は、事業主に記入していただく書類ですので、申し込みの間に合うようご準備ください。

「② 妊娠・出産の場合」

「母子健康手帳」または「診断書等の写し」

母子健康手帳を提出する場合、母の氏名と出産予定日が記入された頁をご提出ください。

1.提出書類（新規申込）

（4）保育を必要とすることを証明する書類

③ 病気や障害がある場合

診断書の写し、身体障害者手帳等の写し

※診断書には「家庭での保育が困難」である旨の記載が必要

④ 介護・看護をしている場合

保育を必要とすることの申告書★（介護・看護等欄）

介護・看護を必要とする状況を確認する書類

※診断書の写しや身体障害者手帳等・介護保険被保険者証の写し



【1.提出書類（新規申込）】

（4）保育を必要とすることを証明する書類

「③ 病気や障害がある場合」

「診断書の写し」、「身体障害者手帳等の写し」

診断書をご提出いただく際、「家庭での保育が困難」である旨の記載がない場合は保育の必要性の事由として認定できませんのでご注意ください。

「④ 介護・看護をしている場合」

「保育を必要とすることの申告書★（介護、介護等欄）」、「介護・看護を必要とする状況を確認する書類」

また、介護・看護を受ける方について確認する書類や、同居している方がいる場合は同居の方が介護・看護が困難であることを証明する書類が必要となります。

1.提出書類（新規申込）

（4）保育を必要とすることを証明する書類

⑤ 求職活動中の場合

保育を必要とすることの申告書★（求職活動欄）

※利用決定後、利用開始日から3か月以内に就労等に切り替える必要がある

※兄弟姉妹がすでに保育施設等に入所している場合、入所児童の利用開始日から起算

⑥ 就学の場合

保育を必要とすることの申告書★（就学欄）

在学証明書等



【1.提出書類（新規申込）】

（4）保育を必要とすることを証明する書類

「⑤ 求職活動中の場合」

「保育を必要とすることの申告書★（求職活動欄）」

求職活動で申し込みをし、利用が決まった場合、利用開始日から3か月以内に就労などに切り替えていただく必要がございます。

また、兄弟姉妹がすでに保育施設等に入所している場合は、入所児童の利用開始日から起算となります。

「⑥ 就学の場合」

「保育を必要とすることの申告書★（就学欄）」、「在学証明書等」

在学証明書等は、学校等により証明していただく書類のため、お申し込みに間に合うようご準備ください。

1.提出書類（新規申込）

（5）その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等

- ① 同居する祖父母の保育を必要とすることを証明する書類
※祖父母が65歳未満の場合のみ（未提出の場合、調整指数1点減点）
- ② 生活保護証明書
- ③ 令和5年度（令和4年分）市県民税（非）課税証明書等
※令和5年1月1日に仙台市外に居住していた場合のみ
- ④ 在園・通所証明書★（又は利用契約書等の写し）
※申込児童が認可外保育施設等や兄弟が従来制度幼稚園等を利用（予定）の場合

【1.提出書類（新規申込）】

（5）その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等

つづいて、家庭の状況等により、提出可能な書類について説明します。

「① 同居する祖父母の保育を必要とすることを証明する書類」

児童の祖父母と同居している場合、祖父母が65歳未満であれば、保護者と同様に保育を必要とすることを証明する書類を提出してください。

未提出の場合、調整指数が1点減点となりますのでご注意ください。

「② 生活保護証明書」

生活保護を受給している方は生活保護証明書をご提出ください。

「③ 令和5年度（令和4年分）市県民税（非）課税証明書等」

令和5年1月1日に仙台市外に居住していた場合、令和5年度の所得額・控除額・課税額が記載された課税証明書等をご提出ください。

祖父母と同居の場合は全員分が必要になります。

未提出の場合、世帯収入を確認することができず、指数同点時の優先度が下がってしまいますのでご注意ください。

「④ 在園・通所証明書★」

仙台市様式となります。

申込児童が認可外保育施設等を利用している場合、証明書の提出により指数同点時の優先度が上がる場合がございます。条件があるのでご確認ください。

また、兄姉が従来制度幼稚園等を利用している場合、保育料が軽減となる場合もございます。

利用予定の場合は、お申し込みの際にその旨をお伝えください。

1.提出書類（新規申込）

（5）その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等

- ⑤ 保育士証等の写し
※該当する場合、調整指数3点加点（旧姓の場合は戸籍抄本が必要な場合がある）
- ⑥ 児童扶養手当証書の写し、戸籍の全部事項証明書
※ひとり親世帯の方
- ⑦ 障害者等と同居の場合、交付された手帳等の写し
※階層によっては保育料が軽減される場合がある
- ⑧ 申込児童の健康保険被保険者証等
※申込時点で仙台市に住民登録がない場合のみ

【1.提出書類（新規申込）】

（5）その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等

「⑤ 保育士証等の写し」

対象の施設で保護者が保育士または保育教諭として勤務している場合、調整指数が3点加点となるので、保育士証等をご提出ください。

なお、保育士証が旧姓の場合は戸籍抄本が必要となる場合もあるため、その際は事前にご確認ください。

「⑥ 児童扶養手当証書の写し、戸籍の全部事項証明書」

ひとり親世帯の方は、「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍の全部事項証明書」をご提出ください。

「⑦ 障害者等と同居の場合、交付された手帳等の写し」

階層区分によっては保育料の軽減適用となる場合がございますので、該当がある場合は手帳等の写しをご提出ください。

「⑧ 申込児童の健康保険被保険者証等」

申込時点でお子さんが仙台市内に住民登録がない場合、必ず健康保険被保険者証等の写しをご提出ください。

申込児童の氏名や生年月日を確認させていただきます。

2. 家庭状況の変更

～申込内容の変更について～

・ 保育を必要とする事由や家庭状況等の変更

保育を必要とする事由に変更があった場合や転居した場合、
変更申請が必要のため申込み先の区役所等へ連絡ください

・ 希望施設の変更・申込みの取下げ

希望施設の追加や削除等を行う場合や申込みを取下げの場合
直ちに申込み先の区役所等へ連絡ください



【2. 家庭状況の変更～申込内容の変更について～】

つづいて、家庭状況の変更があった際の提出書類について説明します。

・ 保育を必要とする事由や家庭状況等の変更

例えば、退職し求職活動に切り替わるなど保育を必要とする事由に変更があった場合や、転居した場合などは変更申請が必要となります。

手続きは、申込み先の区役所等で行ってください。申請様式は窓口にご用意しております。

提出書類等に悩む場合などもあるかと思われますので、事前にお問い合わせください。

・ 希望施設の変更・申込みの取下げ

希望施設の追加や削除等を行う場合、申込みを取下げの場合は直ちに申込み先の区役所等へ連絡ください。

希望施設の追加や削除は申込期限まで受付可能ですが、取下げについては随時受け付けております。



3.問い合わせ先等

・ 申込手続きに関する問い合わせ先

- 青葉区役所 保育給付課 保育係 (022-225-7211内線6763)
- 宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係 (022-392-2111内線5444)
- 宮城野区役所 保育給付課 保育係 (022-291-2111内線6763)
- 若林区役所 保育給付課 保育係 (022-282-1111内線6763)
- 太白区役所 保育給付課 保育係 (022-247-1111内線6763)
- 泉区役所 保育給付課 保育係 (022-372-3111内線6763)

・ 仙台市ホームページ

概要欄をご覧ください

【3.問い合わせ先等】

最後に、申込手続きに関するお問い合わせ先は、ご覧のとおりとなります。お問い合わせの際は、お申し込み予定の区役所または宮城総合支所へご相談ください。

なお、各区等には職員のほか、保育サービス相談員もいるため、お気軽にご相談ください。

また、窓口にお越しになるのが難しい方は、この動画の概要欄に掲載している各動画をご覧になるか、利用案内や書類の様式などが掲載されている仙台市ホームページのリンクも掲載しておりますので、是非ご確認ください。

提出書類に関する動画は以上となります。皆様がスムーズな手続きを進められるよう、職員一同でお手伝いさせていただきますので宜しくお願い致します。最後までご視聴いただき、ありがとうございました。